

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

（注1）「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

- イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの
 - （イ） 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの
 - （ロ） 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - （ハ） 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
 - （ニ） 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
- ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）
- ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
- ニ その他
 - （イ） 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - （ロ） 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
 - （ハ） 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）
 - （ニ） 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - （ホ） 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - （ヘ） 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

（注2）公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達最適化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別 (総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし												

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
水道料 30,350m ³	支出負担行為担当官 北海道財務局総務部総務部長 小柳津 博 北海道札幌市北区北8条西2 ほか19官署等	-	札幌市水道事業管理者 北海道札幌市中央区大通東1-1-23	9000020011002	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。ニ（ロ）	-	-	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 平成29年度支払実績額 (分担額) 1,588,869円 (分担総額) 18,572,734円
水道料 3,710m ³	分任支出負担行為担当官 北海道財務局旭川財務事務所長 渡辺 博明 北海道旭川市宮前1-3-3-15 ほか9官署等	-	旭川市水道事業管理者 北海道旭川市上常盤町1	9000020012041	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。ニ（ロ）	-	-	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 平成29年度支払実績額 (分担額) 175,864円 (分担総額) 4,515,334円
水道料 7,303m ³	分任支出負担行為担当官 北海道財務局釧路財務事務所長 中島 和正 北海道釧路市幸町10-3 ほか7官署等	-	釧路市公営企業管理者 北海道釧路市南大通2-1-121	7000020012068	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。ニ（ロ）	-	-	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 29年度支払実績額 (分担額) 156,575円 (分担総額) 4,400,371円
水道料 6,188m ³	分任支出負担行為担当官 北海道財務局小樽出張所長 加藤 基 北海道小樽市港町5-2 ほか9官署等	-	小樽市公営企業管理者 北海道小樽市花園2-1-1-15	9000020012033	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。ニ（ロ）	-	-	-	-	-	-	-	長期継続契約単価契約 平成29年度支払実績額 (分担額) 126,194円 (分担総額) 3,203,003円

(注1) 「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

- イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの
- (イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの
- (ロ) 条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの
- (ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
- (ニ) 地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの
- ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）
- ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
- ニ その他
- (イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
- (ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
- (ハ) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）
- (ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
- (ホ) 美術館等における美術品及び工芸品の購入
- (ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ガス料 27,593m ³	分任支出負担行為担当官 北海道財務局函館財務事務所長 石井 克憲 北海道函館市新川町2-5-18 ほか5官署	-	北海道瓦斯株式会社 北海道札幌市中央区大通西7-3-1	5430001021815	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。ニ（ロ）	-	-	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 平成29年度支払実績額 (分担額) 109,801円 (分担総額) 2,754,272円	
ガス料 100,118m ³	分任支出負担行為担当官 北海道財務局旭川財務事務所長 渡辺 博明 北海道旭川市宮前1-3-3-15 ほか9官署等	-	旭川ガス株式会社 北海道旭川市4条通16-左6	1450001000317	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。ニ（ロ）	-	-	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 平成29年度支払実績額 (分担額) 362,021円 (分担総額) 8,738,856円	
ガス料 26,396m ³	分任支出負担行為担当官 北海道財務局小樽出張所長 加藤 基 北海道小樽市港町5-2 ほか8官署	-	北海道瓦斯株式会社 北海道札幌市中央区大通西7-3-1	5430001021815	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。ニ（ロ）	-	-	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 平成29年度支払実績額 (分担額) 263,383円 (分担総額) 2,813,571円	
熱料 10,349,600MJ	支出負担行為担当官 北海道財務局総務部総務部長 小柳津 博 北海道札幌市北区北8条西2 ほか16官署等	-	株式会社札幌エネルギー供給公社 北海道札幌市北区北7条西1-1-2	3430001019687	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。ニ（ロ）	-	-	-	-	-	-	単価契約 平成29年度支払実績額 (分担額) 10,325,727円 (分担総額) 122,144,570円	

(注1) 「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

- イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの
- (イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの
- (ロ) 条約等の国際的取決めに、契約の相手方が一に定められているもの
- (ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
- (ニ) 地方公共団体との取決めに、契約の相手方が一に定められているもの
- ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）
- ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
- ニ その他
- (イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
- (ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
- (ハ) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）
- (ニ) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
- (ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
- (ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

(注2) 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達 の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
電話料一式	支出負担行為担当官 北海道財務局総務部総務部長 小柳津 博 北海道札幌市北区北8条西2	-	ソフトバンク株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	9010401052465	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。ニ（ロ）	-	-	-	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 平成29年度支払実績額 3,240,609円
電話料一式	支出負担行為担当官 北海道財務局総務部総務部長 小柳津 博 北海道札幌市北区北8条西2 ほか15官署等	-	株式会社つうけん アドバンスシステムズ 北海道札幌市白石区本通19南6-8	3430001027491	予算決算及び会計令第102条の2に基づき長期継続契約を行っており、かつ行政需要に適合した供給を行える事業者が特定されており、契約価格の競争による契約相手方の選定を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。ニ（ロ）	-	-	-	-	-	-	-	長期継続契約 単価契約 平成29年度支払実績額（分担額） 1,792,234円 （分担総額） 13,955,434円
料金後納郵便14,121通	支出負担行為担当官 北海道財務局総務部総務部長 小柳津 博 北海道札幌市北区北8条西2	平成29年4月3日	日本郵便株式会社 札幌中央郵便局 北海道札幌市東区北6条東1	1010001112577	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能事業者は、日本郵便株式会社以外に競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。ニ（ハ）	3,189,610	@82円/定形郵便1通ほか	100.0%	-	-	-	-	単価契約 平成29年度支払実績額 2,653,604円

（注1）「随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由」欄における括弧書きの根拠区分は、以下の随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分である。

- イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの
 - （イ） 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの
 - （ロ） 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - （ハ） 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
- （二） 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
- ロ 当該場所で行わなければならない行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）
- ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等
- ニ その他
 - （イ） 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等
 - （ロ） 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
 - （ハ） 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）
 - （二） 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
 - （ホ） 美術館等における美術品及び工芸品等の購入
 - （ヘ） 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

（注2）公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。